

## 広島市地域包括支援センター設置運營業務 受託候補者特定基準

※広島市認知症地域支援推進業務に関する特定基準は「別紙8」とおり。

### 1 評価項目(114点満点)

区分	配点	評価項目	評価の観点	
事業所運営の基本方針	20	8	①運営方針が明確に記されているか。	介護保険法の法令理解及び遵守についての取組、地域包括支援センターが担う役割の理解等、運営方針が明確に記されているか。
		4	②公正・中立性の確保に対する方策が立てられ、利用者に対するサービスの向上に向けた取り組みの視点が検討されているか。	地域包括支援センターが遵守すべき公正・中立性の確保についての理解、取組及びサービスの向上についての取組が明確に記されているか。
		4	③地域包括支援センターの周知を行う計画がなされているか。	地域包括支援センターを紹介するパンフレット等の作成やホームページの掲載などが計画されているか。
		2	④要望・苦情処理(解決)の体制がとられているか。	マニュアルの整備等、要望・苦情処理(解決)に関して適切な対応が図れる体制になっているか。
		2	⑤個人情報保護の対策はできているか。	個人情報保護のため、具体的な運用が定められているか。また、マニュアルは整備されているか。
地域ネットワーク	20	5	①地域との連携に対する考え方に地域ネットワークの必要性が具体的に明記されているか。	地域との連携が果たす役割を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。(住民、地区社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、女性会等)
		5	②関係機関との連携に対する考え方に地域ネットワークの必要性が具体的に明記されているか。	関係機関との連携が果たす役割を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。(医療機関・居宅介護支援事業所・行政等)
		10	③地域や関係機関とのネットワークづくりの計画が具体的に明記されているか。	応募者のこれまでの活動実績を生かして、地域の幅広い主体とのネットワークづくりが期待できるか。
職員の資質	12	8	①相談援助業務の経験のある職員を配置できるか。	職員の資質の確保のため、相談援助業務の経験がある職員を何人配置できるか。
		4	②職員の資質の向上を考えた研修計画が立てられているか。	事業開始前及び事業開始後の研修内容について具体的に計画されているか。
事業所運営計画	32	4	①介護予防ケアマネジメント業務に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援業務のうち、介護予防ケアマネジメント業務を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		4	②総合相談支援業務に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援業務のうち、総合相談支援業務を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		4	③権利擁護業務に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援業務のうち、権利擁護業務を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		4	④包括的・継続的ケアマネジメント業務に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	包括的支援業務のうち、包括的・継続的ケアマネジメント業務を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		4	⑤高齢者地域支え合い業務に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	高齢者地域支え合い業務を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		4	⑥地域介護予防拠点整備促進業務に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	地域介護予防拠点整備促進業務を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		4	⑦在宅医療・介護連携推進業務に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	在宅医療・介護連携推進業務を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
		4	⑧認知症地域支援体制づくり業務に対し目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	認知症地域支援体制づくり業務を理解したうえで目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。
組織	10	5	①委託業務を円滑かつ確実に履行できる組織体制であるか。	法人として、地域包括支援センターの活動のバックアップなどに組織的に関与し、委託業務を実施する方針が具体的に示されているか。
		5	②職員が不在の際の対応が可能な組織体制であるか。また、退職等で職員が欠けた場合、速やかな配置換えや職員採用等が可能な組織体制であるか。	地域包括支援センター職員が訪問で外出するなどして、窓口で職員が不在となった場合の対応について具体的に記されているか。また、退職等で職員が欠員となった場合の対応について具体的に記されているか。(配置換えや職員採用などによる職員を確保するまでの期間等)
事務所について	15	5	①利便性が良い場所に設置しているか。	地域包括支援センター事務所が、最寄りの公共交通機関からの距離が近く、高齢者が行きやすい場所に設置されているか。
		5	②高齢者に配慮した事務所か。	高齢者に配慮した地域包括支援センター事務所となっているか。
		5	③事務所は十分な広さを有し、相談スペースを設けているか。	執務スペースが十分確保されているか。また、事務所内にプライバシーに配慮した相談スペースを設けているか。
特筆すべき事項	5	5	①特筆すべき事項	その他特筆すべき事項があるか。

### 2 加点・減点項目(最大マイナス5点～プラス23点)

評価項目	配点	評価のポイント
介護保険サービス等の運営実績	-5～5	広島市内において、介護保険サービス事業所の運営実績が豊富か。また、広島県または本市から指導を受けたことがないか。
地域包括支援センターの運営実績の有無	5	広島市地域包括支援センターの運営実績があるか。
地域包括支援センターの運営実績の優劣	-5～5	広島市地域包括支援センター運営実績がある場合、優れた(または問題のある)運営実績であったか。
認知症地域支援推進業務への応募の有無	3	認知症地域支援推進業務に応募しているか。
介護予防支援業務従事者の配置	5	包括的支援業務を実施する3職種等のほか、介護予防支援業務に従事する職員を配置できるか。

#### 【受託候補者の特定方法】

- 審査委員は、上記の各評価項目について、配点の範囲で採点する。(1点刻み)
- 出席した全審査委員の合計得点の平均値を提案者の得点とする。(小数点以下第2位を四捨五入する。)
- 地域包括支援センターの圏域ごとに、最高得点を獲得した企画提案者を受託候補者として特定する。  
なお、上の1及び2の合計点が、1の満点(114点)の6割(69点)に満たない場合は受託候補者とししない。